

20200208 運輸労連関東ブロック連絡会 第29回運輸問題研究集会

運輸労連関東ブロックは、芝浦：田町交通ビルにて『第29回運輸問題研究集会』を開催、関東各地より51単組支部79名、8機関17名が出席、神奈川県連からは18人が出席しました。



主催者を代表し、小椋（埼玉県連）執行委員長があいさつをされました。

小椋執行委員長は、2020春闘、働き方改革、オリンピック等について触れたあいさつがされました。

特に、働き方改革における労働時間の削減については、「業界全体の対応が必要であり、削減により収入が減少する。その幅を最小限にしなければ、業界で働く者がいなくなってしまう。労働者に転嫁できる運賃収受が大前提となるだろう。荷主の理解が重要な鍵となっている。」と述べました。

第一講演



『東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における交通対策』というテーマで、警視庁オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部管理官 交通総務課 調整担当管理官 軽視利穂 佑起 氏より講演がされました。

利穂氏は、オリンピック・パラリンピックにおいて、輸送・交通が成功のカギとなる。大会に関わる円滑な輸送の実現と、年活動の安定の両立を図ることを目標に掲げている。

具体的な交通対策は、①全体の車の量を減らす。②交通状況を確認しながら一定量の混雑になる前に手前の入り口を閉鎖する。③専用レーン及び優先レーン等。

① について

大会期間中の実施目標は、一般道 都心部は大会前交通量の30%減、東京圏の広域は10%減。首都高速道路における交通量は、最大30%減を目指すとしている。

② について

首都高速道路では、合流摩擦により渋滞、事故などによる渋滞について、交通量を監視して、段階的に交通量を規制する。必要に応じて閉鎖することから、情報伝達はできないが、東京の交通事情の中で最善である。

東京オリンピック開催期間中の道路渋滞解消というよりは、運営車、関係車両のスムーズな運行がメインであり、我々のような民間企業への影響は考慮されていない。都内配送は極力おさえてもらうよう荷主へ要請すべきではないか？

運輸労連関東ブロック 29回運輸問題研究集会



『同一労働・同一賃金への対応とその課題について』というテーマで、特定社会保険労務士 富士野 淳 氏より講演がされました。

今回の、短時間・有期雇用労働法、労働契約法が、大企業は2020年4月1日から、中小企業は2021年4月1日から適用される。

ひとつの結論として、短時間・有期雇用労働者第8条及び第9条を根拠にした紛争状態に至った場合、使用者側が不利になる公算が高いことから、①非正規労働者を雇用しない。②有期雇用労働者を

雇用する場合は、契約更新をしない。が企業から見た対応。リスク低減のために様々な整理が必要となる。

第14条に事業主が講ずる措置の内容等の説明義務がある。ただ説明をすればいいものではなく、労働者に分かるように説明しなければいけない。

短時間・有期雇用労働法のポイント

① 不合理な待遇差の禁止

不合理の判断は難しいが、同一企業内において、基本給・賞与などあらゆる待遇について差を設けることを禁止している。

② 労働者に対する待遇の説明義務の強化

非正規労働者は、待遇差の内容や理由につて、しようしゃに説明を求めることができるようになり、使用者は求めに対して説明の義務を負う。

③ 裁判外紛争手続（行政ADR）の整備

都道府県の労働局において、無料・非公開の紛争解決手続の機会が整備され、訴訟手続にならない紛争解決がはかれる。

上記の3点を労働組合としてどの様に関わっていくか？現在の均衡待遇がどうの様になっているのかの調査は欠かせないのではないか？と述べていました。

一つひとつの賃金項目（手当など）について、どのような性質のものなのか？を把握し、実態は同のようになっているのか？のチェックは欠かせない。労働組合として、企業任せではなく進んで調査を行い待遇差の改善を求めなければいけない。